

別記第1号様式(第7関係)

会 議 録

附属機関又は 会議体の名称		令和6年度第2回豊島区地域包括支援センター運営協議会
事務局(担当課)		福祉部 高齢者福祉課
開催日時		令和7年2月25日(火) 午後6時30分～午後8時04分
開催場所		豊島区役所本庁舎1階 としまセンタースクエア
議 題		<ul style="list-style-type: none"> (1) 令和6年度地域包括支援センター実地検査・指導の結果及び事業評価を通じた機能強化調査について (2) 「地域ケア全体会議」の開催について(報告) (3) 東部高齢者総合相談センター 駒込サブセンター(仮称)の設置について (4) 基幹型地域包括支援センターの廃止について (5) 令和6年度介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託事業所の承認について (6) その他
公開の 可否	会 議	<p>一部非公開</p> <p>(理由) 委託法人の選定等の議事については公正・中立性を確保するため非公開とする。</p>
	会 議 録	公開
出席者	委 員	福祉部長、福祉総務課長、介護保険課長、高齢者福祉課長、神山裕美、高橋 紀子、本島 安純、土屋 淳郎、千葉 飛鳥、木村 雅章、田中 秀忠(敬称略)

<p>そ の 他</p>	<p>各法人包括担当者 菊かおる園地域包括支援センター長 東部地域包括支援センター長 中央地域包括支援センター長 ふくろうの杜地域包括支援センター長 豊島区医師会地域包括支援センター長 いけよんの郷地域包括支援センター長 アトリエ村地域包括支援センター長 西部地域包括支援センター長</p>
<p>事 務 局</p>	<p>高齢者福祉課係長（管理）、高齢者福祉課係長（基幹型センター）、高齢者福祉課係長（地域ケア）、高齢者福祉課係長（高齢者事業）、高齢者福祉課係長（介護予防・認知症対策）、高齢者福祉課係長（総合事業）、高齢者福祉課係員（管理）、高齢者福祉課係員（基幹型センター）</p>

審 議 経 過

(午後6時30分開会)

○事務局 それでは、定刻となりましたので、ただいまより令和6年度第2回地域包括支援センター運営協議会を開会させていただければと思います。本日はお集まりいただきましてありがとうございます。

まず資料の確認をさせていただきたいと思います。

郵送で事前に送付させていただきました資料として、令和6年度第2回運営協議会の次第。資料1-1、令和6年度地域包括支援センター及びアウトリーチ事業実地検査・指定介護予防支援事業所実地指導についての資料がございます。また、資料1-2として、令和6年度地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化に関する調査。資料2-1、令和6年度地域ケア推進会議〈全体会議〉開催報告。資料2-2、令和6年度豊島区地域ケア推進会議資料。資料3、東部高齢者総合相談センター駒込サブセンター（仮称）の設置について。

また、併せてお手元にピンク色のチラシ、本日配付させていただきました「令和7年度東部高齢者総合相談センターこまごめ相談室開設のお知らせ」という資料も本日お配りさせていただいております。

また、資料4としまして、基幹型地域包括支援センターの廃止についてという資料がございます。

以上が資料4までとなりまして、当日配付させていただいた資料、1つ目は委員名簿でございます。資料5-1として、令和6年度介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託事業所の承認についてという資料がございます。また資料5-2、令和6年度豊島区介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託事業所（追加分）の資料がございます。

以上が、本日配付させていただいた資料となります。もしお手元にないようでしたら、お近くの職員に声がけいただければと思います。

また、本日の出欠状況でございますけれども、介護支援専門員の榎本様より欠席との連絡を受けております。

それでは、まず会議に先立ちまして、福祉部長の田中よりご挨拶申し上げます。

○福祉部長 皆様、こんばんは。いつもお世話になっております。今日はお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。寒い中ありがとうございます。

今日の協議会ですけれども、主な議題としては5つございますが、その中でも地域ケア会議の全体会議の内容も入っております、こちらについても議論が相当深まっている印象を受けております。ミクロからマクロまでの様々な地域の課

題ございますけれども、そういったところが様々な視野が広がってきておりまして、地域を見通して政策提言ですとか、ソーシャルアクションの域までに達しているものもあるではないかというふうに思っております、私もかなり期待を背負っておるところでございます。

また、3点目にあります駒込サブセンターの設置についてということで、こちらもうこの1年ぐらいですね。交渉させていただいて、ようやく形になってきたというところでのご報告ですけれども、駒込というのは坂がかなりきついところとして、包括への道も、かなり遠いというような立地条件もございまして、今回サブセンターを設置させていただくことになりました。地域性の問題というところではございますけれども、区民の方の利便性がこれで増すのではないかなというふうに、これも期待しているところでございます。

今日も皆様から忌憚のないご意見をいただければと思いますので、どうぞ本日もよろしく願いいたします。

以上でございます。

○事務局 ありがとうございます。

それでは、進行を神山会長に代わりたいと思います。よろしく願いいたします。

○神山会長 皆様、年度末でお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。この包括支援センター運営協議会も年2回開催ということで、2回目を迎えております。

この包括支援センター運営協議会は、豊島区の地域包括ケアシステムをつくるための重要な役割を担う1つと認識をしております。ここで、それぞれの8包括の方々の取組が豊島区のよりよい地域包括ケアシステムをつくるので、この場を通して、お互いの成果を分かち合い、そして、よいところは共有をして、共に発展していくような、豊島区の地域包括支援センターでありたいと思っております。

国がこの地域包括支援システムを提唱してから、1つの目標としているのが2025年度です。そのときはまだ先だなと思っていましたけれども、何ともう来年度ということになります。その思い描いた地域包括ケアシステムが、この豊島区の中でどのように実現されているのか。そして、もし足りないところがあれば、そこがどこなのかというようなことを、本日の運営協議会を通して、また振り返ったり、議論する場になり、そして完成年度と言われる25年度に向けて、よりよき豊島区の地域包括ケアシステムを皆様と一緒につくっていきたいと思っております。

それでは、本日の議題に入りたいと思いますが、その前に、会議の傍聴についてご案内をいたします。当会議は一部非公開となっております。一部非公開の理

由は、委託法人の選定等の議事について公平・中立性を確保するためとなっております。

本日、傍聴の方はいらっしゃるでしょうか。

○事務局 本日、傍聴は1名の方がいらっしゃっております。

大変申し訳ございませんが、傍聴の方は先ほどの理由のとおりでして、議事の5、事業所の承認についての部分のみ退席のほうをお願いいたします。

○神山会長 それでは、皆様、傍聴についてお認めいただけるということによろしいでしょうか。

(異議なし)

○神山会長 それでは、議事に入ります。

初めに、議事(1)令和6年度地域包括支援センター実地検査・指導の結果及び事業評価を通じた機能強化調査について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 では改めまして、私、管理グループの松本と申します。私のほうから、この議事1について説明をさせていただければと思います。

資料のほうは、まず資料1-1、令和6年度地域包括支援センター及びアウトリーチ事業実地検査・指定介護予防支援事業所実地指導について、こちらをお取り出しください。

まず1番の検査・指導の概要でございますけれども、実施の時期としましては、令和6年度10月から11月に8包括の実地検査・指導を実施いたしました。

目的及び根拠につきましては、記載のとおりでございます。

実施方法でございますけれども、下記の検査内容のヒアリングと書類の確認、また執務室内の確認を行いました。

(4)の結果でございますけれども、後ほど詳細は改めてご説明をいたしますが、まず指摘事項はなかったというところをご報告させていただければと思います。

続きまして、当日の検査内容でございますけれども、まず1つ目、地域包括支援センター及びアウトリーチ事業の主な確認事項でございます。こちらは職員について、個人情報、執務室内、アウトリーチ事業、総合事業、そして、その他についての確認を行いました。

また2つ目の指定介護予防支援事業所の主な質問事項につきましては、人員に関する基準、運営に関する基準、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準、そちらの観点から質問を行いました。

1枚おめくりいただきまして、次のページからが各包括の検査結果となっております。

少し分量が多いので、主なところだけのご説明とはなりますが、まず1ページ

目が、地域包括支援センターの評価する点及び改善すべき点でございます。

評価する点としましては、一番上でございますとおり、地域の介護事業所と連携し、災害時のアセスメントシートを事業所に紹介したというような防災に関する取組というところがございました。

また少し飛びますが、4つ目ですね。至急の対応が必要ない方も、見守りが必要な方としてリストを作成・管理している。また、訪問拒否者への接触方法を工夫しているといった点が見られました。

また3つ目、アトリエ村さんですけれども、こちらも地域の避難経路や、避難場所や避難時の持ち物などについて説明を行うなど、防災に関する取組というのが見られました。

改善すべき点としましては、利用者等の報告について、相談記録に入力することというところをお話させていただきました。

次のページに移っていただきまして、次のページが2つ目の左側のアウトリーチの契約のものとなっております。

こちら、まず評価する点としましては、今年度は熱中症訪問に加えて実態調査を同時に実施しているということで、業務量が大幅に増加しているという中で、実施していただいたというところの前提がございます。

その上で、一番上のまず菊かおる園さんを代表的な事例として取り上げさせていただきますが、見守り担当と民生委員さん、またコミュニティソーシャルワーカーや、第2層生活支援コーディネーターなど、見守りの協力体制を構築しているというような点がございました。こういった方と協働しているという点につきましては、いずれの包括さんも強く取り組んでいただいているというところがございました。

また、独自の点として、下から2つ目、アトリエ村さんのところでございますけれども、地域の高齢者の活躍の場を提供していくというようなところもございまして、こちらも評価する点とさせていただきます。

改善すべき点につきましては、特段のものはございませんので、また、ちょっと途中で退職があったというところがございましたが、欠員にならないように運営をしていただいたというところがございます。

その裏側のページに行ってください、こちらが3つ目の指定介護予防支援事業所、こちらの評価すべき点、及び改善すべき点でございます。

こちらの評価する点としましては、上から5つ目の点ですね。介護予防通所事業（A6）及びとしま入浴通所サービス利用者の全ケースについて、入浴の位置づけの根拠・頻度。留意点の記載及び利用者への説明が行われているという点がございました。

また、こちらも下から2つ目のところでございますけれども、一部の利用者に

対し、「災害への備えチラシ」を活用してサービス担当者会議を開催しているという
ことで、防災に関する取組というのが見受けられました。

一方で、改善すべき点につきましては、記載が幾つかございますけれども、全
体としては事務的な書類等の面での少し不備があったというところを指摘させて
いただきまして、こちらに改善すべき点として挙げさせていただいているもので
ございます。

資料1-1の概略については以上でございます。

引き続きまして、資料1-2、ちょっとA3の横長のものですね。資料1-2
、地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化に関する調査、こちらをお
取り出しください。

こちらにつきましては、調査日が令和6年の4月末に評価が行われておりまし
て、国のほうで集計を行っている資料となっております。今回は豊島区内の地域
包括支援センター8つの状況について、ご説明をさせていただければと思います
。

こちらにつきましては、改善された事項、また改善していない事項に限ってご説
明をさせていただければと思います。

1枚おめくりいただきまして、2ページ目ですけれども、緑色及び黄色で塗られ
ているセルがあるかと思えます。Qの16、3職種を配置していますかという質
問でございますけれども、こちらは「準ずる者」を除いた状態で配置できている
か、準ずる者を含んでいるかという質問でございますけれども、中央高齢者総合
相談センターが昨年度と比べると準ずる者が配置されたと。また、アトリエ村さ
んにつきましては準ずる者ではない形での配置となったというところがございま
す。

またちょっとおめくりいただきまして、4ページ目になりますけれども、Qの
35、介護、子育て、障がい等、複合的な課題を持つ世帯への相談対応を行って
いますかというところでございます。こちらにつきましては、いけよんの郷さん、
アトリエ村さん、西部さん、こちらにつきましては、この調査時点では、そうい
った相談対応を行っていないというような形にはなっておりますけれども、こち
ら、あくまで6年の4月時点での状況ではございますので、その時点での報告と
いうことでご承知おきいただければと思います。

この後の質問等ございますけれども、昨年度と比較して変化した点はございま
せんでしたので、説明のほうは以上とさせていただければと思います。

議題1の説明は以上でございます。

○神山会長 説明をありがとうございました。

それでは、今の説明に対して、何かご質問はあるでしょうか。今も説明ありま
したように、令和5年度の実績ということですので、不足している点も、令和6

年度は、ここを取り組んだというようなところも少し補足いただければいいかなと思いますけれども、皆様からご質問などいかがでしょうか。

どうぞ。

○木村委員 木村と申します。

資料1-1について2点、残業時間と有給休暇について、教えていただきたいと思えます。

残業については、資料1-1の2、当日検査内容、職員についてのところに、超過勤務というところが出ている、この部分になると思うのですが、実際に、どれぐらいの時間が残業時間に出ているのかなと、平均して月当たり何時間ぐらいというようなオーダーでよろしいのですが、教えていただければと思えます。

○神山会長 残業時間についてのご質問ですけれども、事務局のほうでお答えいただけますでしょうか。

○事務局 今、残業時間のご質問でございますけれども、ちょっと手元に正確な数字というものはございませんが、あくまで見た限りですと、月当たり数時間というような例が多かったかなというふうに見受けております。

○木村委員 ありがとうございます。大体例年とあまり変わらないということによろしいんですね。

○事務局 そうですね。際立って何か今年度というところはございませんでした。

○木村委員 ありがとうございます。

あと有給休暇につきまして、3ページの改善すべき点のところに、退職時の有給消化の方がいらっしゃったことが書いてありますが、各センターでは大体有給休暇ってどれぐらいお取りになっているのかというのを教えていただけませんか。何日から何日ぐらいという幅でもよろしいのですが。

○神山会長 いかがでしょうか。

○事務局 すみません、こちらにも正確な数字を今、持ち合わせてはいないのですが、あくまで数を見た限りでは全く取れていないというような状況ではございませんでしたし、適度にといいますか、ある程度は取得されていらっしゃるのかなという所感ではございました。

○木村委員 分かりました。ありがとうございます。

最近、一般的に労働者の方は、労働条件を非常に厳しく見るというか、関心を持っておられる方が多くて、残業時間の方は、これは長いほうが好きな人も短いほうがいい人も両方いるのかもしれませんが、有給休暇については、取れないのは問題と思っている方が多いので、やっぱりちゃんと取れるようにしていないと、人がなかなか集まってこないのかななどの思いがあり、ちょっと質問しました。

それと、あと多分、各センターには短時間の労働者の方っていらっしゃるなくて、有給が10日以上付与される方がほとんどだと思うのですけれども、今、有給を年間10日以上付与される方は年間5日取得しなければいけないという法律になっているので、多分、指摘事項がないというのは、5日以上取られていたんだと思うのですけれども、その辺もちょっと関心があって、質問をさせていただきました。ありがとうございました。

○神山会長 ありがとうございました。有給にしても残業にしても、過度な負担にならないように、各法人のほうで管理されているように伺っております。

そのほか何かご質問などいかがでしょうか。

ちょっと私のほうから1つお聞きしたいのですが、先ほど資料1-2の4ページのところで、子育て、介護、障害等、複合的世帯への相談対応を行っているかというところで、いけよんと、アトリエと西部の方がゼロという回答をされているのですね。これは令和5年度ということですので、6年度についてはどのような状況なのかというところを教えてくださいたいと思います。

ですが、包括の方にお聞きしたいと思いますので、いけよんの郷の方からお願いいたします。

○いけよんの郷高齢者総合相談センター いけよんの郷の松尾と申します。よろしくお願ひします。

すみません、現状ですね。4月の時点で、記入漏れということで全くしてないわけではなく、複合的な課題で、障害1、生活困窮者15というところで、きちんとやっております、今現在、すみません、現在の令和6年度の集計はまだ取ってなくて。すみません、そういう状況です。

○神山会長 分かりました。ありがとうございます。

アトリエ村の方はいかがでしょうか。

○アトリエ村高齢者総合相談センター アトリエ村の町田でございます。

そうですね、この時点では実施がないという形でカウントということになっていますが、今、実際こういったご相談、高齢者の息子さんが障害であったりとか、そういったケースも複数出てきておりますので、そういったものに関しては通常どおり対応をしているという形です。

以上です。

○神山会長 西部の方、いかがでしょうか。

○西部高齢者総合相談センター 西部のほうですが、1から0に変化しているかと思うのですが、令和4年度は1で立てさせていただいております、変わらず同じように令和5年度も対応しておりました。ただ、この設問が、問われ方が、昨年と今年度で若干変わっております、そこの読み取りの仕方で、私ちょっと網羅的に全ての相談ケースについて、ここも統計を取っているかと読んでしまいまして、

それは違うということでゼロにさせていただいたんですが、従来どおりやっているということで、その他に1を立てさせていただいております。

以上です。

○神山会長 分かりました。ちょっと設問が読み取りにくかったということですね。こういうことも包括運営協議会で報告されますので、区の担当課のほうにも確認された上で記入されると、より正確な結果が出てくるかと思います。

実際、やはり高齢者だけの世帯を見るのではなくて、同居している家族のこととか、介護者の状況だとか、複合的な事例が増えてきているというのが現状の課題でありますので、そういうところにも、皆様、積極的に取り組んでいらっしゃるということがうかがえるかと思います。

そのほかご質問などいかがでしょうかね。

皆様がないようでしたら、もう1点伺いたいのですが、6ページのところですね。2-4の地域ケア会議のところのQ50ですね。ここ、地域ケア会議の開催回数についての質問なのですが、かなり包括によって回数にばらつきがあるんですね。少ないところだと2回、多いところだと27回ということなのですけれども、この差は、どこから出てくるのかな、それぞれきっと包括ごとの特徴があると思いますので、そういう背景も含めて、少しご説明いただけるといいと思いますが、一番少なかったところが医師会の包括センターなのですから、こちらはどのように取り組んでいらっしゃるのでしょうか。

○豊島区医師会高齢者総合相談センター この地域ケア会議というものの捉え方が、包括主体で地域の住民の方や事業所の方を呼んで、1つのテーマを扱って、みんなでグループワークしたりとか、フォローするというので、大きな会議体という捉え方で、それを年2回開催しているというふうにカウントしているので、その個別ケースに関しての検討は、もっといっぱいやっているのですが、それを地域ケア会議としては、実数に入れていないというだけのことになります。

○神山会長 これも地域ケア会議をどう捉えるかということによって、回数のカウントの仕方が違うのですよね。決してやっていないわけではなくて、全体を集めたものが、フォーマルなものが2回だということですね。

逆に一番多いのが、アトリエ圏域の方ですけど、さっきも答えていただいたので、菊かおると東部の方にお聞きしたいのですが、こちらは両方とも26回ですが、どのようにカウントされて、この地域ケア会議を開催されているのでしょうか。

○菊かおる園高齢者総合相談センター 座ったまま失礼いたします。

この26回、菊かおる園なっているのですが、今、医師会のほうで言われた地域ケア会議に、地域ケア個別会議というのを含んでおります。なので、それなりの個別ケアの月報でも出すのですが、その個別ケア会議の回数と一致を

させた数字にしている、区に報告している報告回数を全部入れているということです。

○神山会長 そういことですね。個別でいろんな職種や機関が集まって検討する会議も、この中にカウントしていると。医師会圏域のほうは、そちらはカウントしていないという、やっていらっしゃるけれどもカウントしていないということなんでしょうかね。

○豊島区医師会高齢者総合相談センター 地域ケア会議というのですか、個別ケースのことは。すみません。差し挟んで。多分定義が分かっていないというか……。

○神山会長 事務局は、その辺の定義とか、説明はどのようにされているのかというところもちょっと補足をお願いいたします。

○事務局 地域ケア会議につきましては、後ほど、全体会議の報告のところで詳しく説明させていただこうと思っておりますが、この設問自体がQの50については、包括主催の地域ケア会議において、個別事例について検討していますかということなので、地域ケア会議個別会議と。地域ケア個別会議について聞いています。

ですので、個別ケースの検討についてということになりまして、地域ケア推進会議ですと、先ほど浅輪センター長が言ってくださったように、関係機関が集まってのテーマに沿っての話合いという形になると思います。

なので、地域ケア会議も目的に応じて名称も違ってきたりとかしますので、ということなんです。

○豊島区医師会高齢者総合相談センター 多分、毎年同じことをしてしまうといけないので、ちゃんと確認したいのですが、個別ケースのカンファレンスは、個別の対応の地域ケア会議というのが、豊島区としては正しいお名前だということで合っていますか。

○事務局 そうですね。地域ケア個別会議……。

○豊島区医師会高齢者総合相談センター ケースカンファレンスのことですね。

○事務局 ケースカンファレンスですね。その中であって、やはり地域ケア会議自体が5つの目的を持っているということで、個別の課題から始まり、政策形成までの流れの中で、5つの目的を持つ会議体については、地域ケア会議と申し上げまして、事例について検討していく場合は個別会議というふうに申しております。

分かりにくいところがあるかもしれませんが、個別会議も2種類ありまして、自立支援の地域ケア会議というものと、あと困難事例を扱う個別会議というものがございまして、2種類の言い方をしております。

○豊島区医師会高齢者総合相談センター これは皆さん、それを分けてカウントされているということで、認識で合っていますか。

○事務局 そうですね。基本的には地域ケア個別会議をした場合は、検討シートを、こち

ら基幹型のほうに提出いただいております。先ほどの船津センター長がおっしゃったように、検討シートを埋めていただきますと、その事例について、どのような職種の方が参加して、どのような狙いで検討して、最終的にはそこから生活課題、あとは地域課題をみんなで検討していく会議体になっておりますので、それをもって地域ケア個別会議と総称しております。

以上でございます。

○豊島区医師会高齢者総合相談センター ありがとうございます。小さい包括なので、事務仕事が大変多いと難しいと。これは回数が多いことを求められているのか、どこが適切なのかというところは示されているものなんでしょうか。

個別会議を行う、ケースカンファレンスをやって、言葉は悪いけど、いい感じのこういうふうにしたらどうかという書類まで作ると、個別ケース、個別会議というふうに名前はつけられるのですよね。ただ少ない人数でやっていて、残業時間もできないとなったら一番集中すべきところはどこかという関連で、例えば地域ケア会議という名前が出せるような書類を作るやつは2個に、大きいやつでとどめて、ケースカンファレンスはケースカンファレンスでいくというふうな多分形を取らざるを得ない。いや、本当に職員がそんなに潤沢にいるわけではないのでと思ったときに、何が適切、どれぐらいが適切というものはあるんでしょうか。

。2回の私たちはあまりやっていないという評価にやっぱりになってしまうのでしょうか。

○神山会長 事務局、お願いします。

○事務局 5年度の実績値を今、確認しておりますが、医師会様の場合は、個別ケースについての検討は22回行っておられるので、記載ミスかなというふうに思います。なのでよく対応されていると思います。

○豊島区医師会高齢者総合相談センター 次回から25と書けばいいんですね。

そういうことではございませんか。

○事務局 そういうことではなくて、実際のところはやっておいでということをお伝えしたかったということでございまして。このような形で多職種で検討していく中で、そのケースについてしっかり見立てをしながら、多職種での視点を入れながら、よい方向性での支援をしていくということは一番大事なことです。そういった意味で地域ケア会議を運営していると思います。

実際のところ医師会さんもそういう形で、関係機関を交えて取り組んでいるということを申し上げたかったので、数についてご報告させていただきました。

○豊島区医師会高齢者総合相談センター ありがとうございます。

次回から質問の仕方を私たちがやっていないように見えないようにしていただけるとうれしいなと思うのですが。と思っています。

包括の仕事の中で何に注力して、何を削るかというのは、今後すごく大事な問題になっていると認識しているの、すみません、しつこく質問させていただきました。ありがとうございます。

○神山会長 田中部長、お願いします。

○高齢者福祉課長 すみません。高齢者福祉課、今井でございます。

○神山会長 今井さん、ごめんなさい。すみません。

○高齢者福祉課長 今井です。

先ほどのお話ですと、恐らく本来でしたら医師会の包括さんのほうが、ここは22回という記載になるのかなというふうに思います。この質問、調査自体は直接包括のほうに振られて、なかなか区のほうでどのように回答されているのかというのが、最終的に把握できるのが、このタイミングになってしまうので、どういう数字を書くのかということについては、きちんと疑問があれば、その段階で区のほうで受けるような形を取って、数字のほうを正確にご報告できるような形を取りたいというふうに考えてございます。

○神山会長 ありがとうございます。やはり数字で全てが表せるものではなく、その数字に表されていない部分を共有するというのも、この包括運営協議会の1つの目的ではないかと思えます。

ですので、これ数字に書かれたものをきっかけにしながら、それぞれが行っている実際の仕事、質的な部分をここで皆様と共有をして、そして、それぞれの包括の取組を皆さんで分かち合うというところに目的があるわけですので、そのところを今、説明していただいて、とても医師会包括の方々も頑張っているところ、皆さんにも理解いただけたのではないかと思います。

なかなか数字だけで全てを表すのは大変ですけれども、かといって、質的なものだけで、その実績を全て表せるかということ、それも難しいですね。両方やりながら、この検討会で質的な部分を議論していくというところで活用いただけるといいかと思います。

そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

○神山会長 そうでしたら、次の議題のほうに移りたいと思います。

それでは(2)地域ケア会議、地域ケア全体会議の開催について、報告を事務局よりお願いいたします。

○事務局 高齢者福祉課基幹型センターグループ、前場より、令和6年度地域ケア推進会議、全体会議開催についてご報告いたします。着座にて失礼いたします。

年1回の全体会議は、令和6年12月12日、としまセンタースクエアにて会場参加58名、オンライン参加16人によるハイブリッド開催で行いました。本日参加されている多くの皆様にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

した。

ご存じの内容ではありますが、新しい委員の皆様もいらっしゃいますので、改めて概要をご案内いたします。資料2-1と資料2-2をお手元にご準備願います。

資料2-1は今回の全体会議の概要をまとめた資料であり、資料2-2は、会議当日に配付したパワーポイント資料でございます。今回の全体会議における報告の詳細は、こちらの資料2-2のほうでご確認をお願いしたいと思います。資料2-1のほうがちよっと字が小さくてございますので、2-2のほうが見やすいかなというところもございます。

まず資料2-2の2ページ目にあります、豊島区地域ケア会議体系図をご覧ください。

先ほど、地域ケア会議についてご質問もいただきましたので、概要をもう一度皆様と確認したいと思います。運営協議会と全体会議の関係についても説明している図になります。地域ケア会議は地域包括ケアシステム構築推進のツールであり、地域包括支援センターはその要であると位置づけられています。

図の左下をご覧ください。地域包括支援センター、通称包括が主催する個別のケースの生活課題を検討する地域ケア個別会議、昨年度は包括全体で171件実施していただきました。その個別の生活課題から抽出、発見された地域課題の共有や解決を図る地区懇談会、今年度も各包括のテーマに基づき、開催されています。

画面中央下の各包括の専門職が集う包括専門職部会においては、専門職から見えた地域の課題を抽出し、関係機関とのネットワークを生かし、解決に向けて検討していく場にもなっています。

体系図の中央に位置する全体会議に向けた検討会では、区レベルで検討する課題の絞り込み、整理、順位づけ等を行い、地域づくり、資源開発、政策形成につなげていくため、地域課題の選定や調査などを行います。

全体会議では、区全体で取り組む地域課題についての検討を行い、この図の上に位置する区レベルの会議体等に提言や報告を行うことにより、区の計画に反映し、個別の施策に生かしていく流れとなります。

以上より、本日の運営協議会にてご報告をさせていただきます。

資料2-1の表紙の図をご覧ください。

ここからは、この資料を中心にご報告します。平成30年度に地域課題の絞り込み、順位づけをした結果、第1位から第10位の地域課題が挙げられました。うち5位までを示しております。

平成30年度から令和5年度までの取組につきましては、図にお示ししたとおりですが、今回報告する内容、令和6年度の検討に関連するところについて、改

めて触れていきます。令和6年度の全体会議にて、1) 住民主体の支え手、2) 専門性のある支え手、3) 過年度報告について報告いたしました。

まず、3) 過年度報告、「としま入浴通所サービス」についてです。令和3年度にコロナ禍の地域課題の中から要支援者の入浴の場が区内南部、東部地域において不足している実情等を踏まえ、入浴の場の充実を目標に4年度は銭湯を活用してのモデル実施、5年度はさらに事業所の皆様のご協力をいただき、入浴特化型デイサービスモデル事業を実施、その効果検証に基づき、令和6年度から総合事業「としま入浴通所サービス」という新たなサービスの創設、開始に至りました。

今年度の全体会議において、本事業の受託先法人である敬心福祉会様より事業紹介はもとより、すばらしい映像を通し、満面の笑顔あふれる利用者の方々や職員の皆様のご意見、ご感想を紹介いただきました。この場を借りて御礼申し上げます。

こちらの資料の裏面、4ページに記載しておりますが、全体会議では、具体的にパンフレットやマニュアルのご提示もあり、他の社会福祉法人においても、この事業に参画をご検討いただくと、区内のサービスが充実するのではないかとのご意見もありました。また、このサービスが障害施設の入浴設備を使用しているという点において、分野を超えたサービスの提供と、障害を持つ方が地域で生活していることを多くの方に知っていただく機会につながっているのご意見をいただいたところです。

このたびの映像につきましては、予防ケアプランを作成する居宅のケアマネジャーや総合事業を担っている事業所に向けて、3月の研修の場でオンライン配信をいたします。

さて、今年度の取組の中心は、住民主体の支え手、専門性のある支え手についてです。資料2-1、表紙の図を再度ご覧ください。

令和元年度に地域の支え手を活用する仕組みづくりのテーマの下、地域資源等の状況把握とその課題を中心に検討しました。その後、5年度が高齢者の生活課題の分析を中心に行い、インフォーマルな担い手のイメージの共有を行っています。75歳以上高齢者の独居率が非常に高い本区において、安全・安心な日々の暮らしのために、地域での支え合いや仕組みづくりを推進していくことが重要であり、また、そこに手を差し伸べるあらゆる人材が不足していることも大きな課題であることが地域や関係機関から挙がりました。

今年度は支え手側の視点で2つの立場から検討しております。住民主体の支え手、共有したイメージ図のオレンジ色の絵に示した内容ですが、資料2-1の2ページをご覧ください。

住民が主体的に関わるための仕組みづくりの検討です。若いシニア層のニーズ

を把握し、新しい支え手を生み出し、つながれるか、まずは65歳の方を対象に、地域デビューなど、セカンドライフを応援する講座、相談会において、ニーズ調査を行いました。

次年度は元気高齢者の活躍の機会を幅広く検討するために、今回の調査結果を生かした取組を検討します。介護教育を含めた中高生向けのアンケートなど、多世代のアプローチについては、全体会議にて、2ページの下欄に記載しましたように、多くのご助言をいただきました。東京都健康長寿医療センター研究所の調査にシニアの生きがいにつながるキーワードは、若い世代とのつながりや伝承することという結果報告もあり、今後はシニアの活躍と多世代を連動させて検討できればと考えております。

もう1つは、専門性のある支え手、イメージ図の青色の上に示した内容ですが、資料の3ページをご覧ください。

個人情報保護や専門性が必要になる活動でもあり、今回は多職種・多機関として、豊島区介護支援専門員連絡会、通称名「としケア」やサポートとしま、生活福祉課からもご参加いただき、学習会や検討会を行いました。特に専門性のある支え手として、ケアマネジャーによる支援がその多くを占めている実情を考慮し、課題の検討分析において、豊島区のケアマネジャーが担っている法外支援、シャドーワークの調査結果、そしてケアマネジャーが求める支援につきましても、としケアからの代表者より検討会にてご意見をいただきました。

今年度4月より、厚労省のケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会が行われていたこともあり、国の調査や検討状況を比較し、分析することもでき、全体会議にて報告しております。本人や支援者の困難な状況を改善するためには、ケアマネジャー等の本来業務の定義や、その役割の周知、多職種・多機関のネットワークと連携により、お互いに支え合う関係性がさらに必要とされることが明らかになっております。

特に独居や身寄りなし、生活困窮、家族の課題など、制度のはざまにある支援の必要性の高いサポートについては、高齢者分野だけでは解決が難しい内容でもあり、分野や属性を越えた関係機関、関係団体による横断的な対応、連携が望まれるため、今後のさらなる検討課題としております。

全体会議での意見交換の内容につきましては、4ページの上段に記載しております。居宅介護支援事業所と地域包括支援センターとの連携、サポート体制がさらに必要となっていく。地域福祉権利擁護事業や成年後見制度等、制度やサービスをより活用してもらうための周知方法の検討、また現在あるものをより効果的、効率的に活用する。ケアマネジャーの方々をそれぞれの機関や組織で支えていくこと。判断能力がなくなる前の段階の若いシニア層に向けて、財産管理、身元引受人や終末期のことを準備する必要性や重要性を、いかに情報提供していく

かなどが挙げられました。

貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。この2つのテーマは、3か年計画で行っており、来年度も引き続き取り組んでまいります。

雑駁ではございますが、私からの説明は以上となります。

○神山会長 ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、何か質問などがありましたらお願いいたします。

ちょっと私から1つ質問したいんですけども、資料2-1の4ページのところです。上に会議参加者からの意見ということで、いろいろ、ケアマネジャーの方に負担がかかっている部分書かれています。この地域包括ケアシステムが始まった頃は、まだいろいろ地域のサービスが整備途中で、権利擁護事業とか、あるいは生活支援コーディネーターとか、まだまだ不足しているところもありましたけれども、この10年ぐらいでかなり整備されてきています。その上で、まだケアマネジャーの方にこれだけの業務が集中してしまうというところは、改めてやはり大きな課題として上がってきているところかと思えます。

というところを踏まえて、例えば権利擁護事業とか、成年後見が分かりづらいということで、周りから見ても必要であったとしても、そのご本人が拒否をしたり理解されなかったりということで、なかなかサービス利用に結びつかないというようなこともあると思います。そういうところでの他機関との連携、地域包括支援センター、あるいはケアマネジャーと、それから権利擁護事業との連携というところでは、具体的にどんなふうに理解しにくいところを説明していただいているのか、あるいはその中での難しさとか、あるいは課題はあるのかどうかというところについて、お聞きしたいと思います。

ちょうど社協の小林さんがいらっしゃるんですけども、今ご担当外でしょうか。権利擁護とケアマネジャー、あるいは包括センターとのつながり、ケースを通した取組などをちょっとご紹介ください。

○中央高齢者総合相談センター 一時期よりは地域福祉権利擁護事業や成年後見制度に関しての理解は少しは深まってきたところかなとは思っているところなのですが、やはり実態としては、まだまだ不足しているというところがございます。

私も包括のほうにも従事しておりましたので、その辺り、ずっと課題と思っておりますけれども、ケアマネジャーさんに対しての制度の周知などについても尽力しておりますけれども、一方で、ケアマネジャーさんの経験値ですとか、やはり力量によってもご理解の度合いが違うというところもございますので、としケアの皆さんや包括の3職種の皆さんも含めて、協働、連携をしながら豊島区における権利擁護支援体制を整備していければいいかなというふうに思っているところでございます。

また、権利擁護に関しての中核機関ということで、サポートとしまが数年前から区の受託機関ということで担っておりますけれども、これまでは区の補助事業ということで、権利擁護の事業をしてまいりましたけれども、今は区の事業として、担っている部分もございますので、区と一緒にあって、より区民の皆さんの権利擁護支援に尽力していきたいというところでございます。

○神山会長 ありがとうございます。何か難しいなとか、課題だなと思うようなところはございますか。

○中央高齢者総合相談センター 以前から今井課長ともよく話しているところなのですが、やはり判断能力の低下のあるご本人様が、こういうことが困っていて、サービスとか制度を利用したいというふうにご相談に見えるのはほとんどございませんので、やはりキーになるのはケアマネジャーさんや包括の職員の皆さん、支援をしてくださっている皆さんがどれだけ制度などについて知っていただいているかということが非常に重要だと思っています。

一方で、令和2年度末からですね。豊島区で終活の相談窓口を開設いたしましたし、そちらも社協のほうで担わせていただいておりますけれども、その相談窓口を開設したことによって、終活という相談の切り口で比較的元気な高齢の方が多くご相談に見えるようになりました。その相談をお受けする中で、権利擁護のほうにやはりお話がいくことも時々ございますので、そういった意味では、早く権利擁護の支援策につながるというようなケースも出てきておりますので、そういったところは今後もうまく、何ていうんでしょう、必要な方に必要な制度を使っただけのようにやっていきたいというふうに思っております。

○神山会長 ありがとうございます。このケアマネジャーの方々が受ける仕事で、かなり事務的な手続だとか、あるいは財産管理とか、あるいは身上監護の部分がかなり入ってきております。

1つ、2つ受けているうちにどんどん数が増えてきて、結局、本来のその給付管理の部分まで負担が行ってしまうということが全体会議の中でも出されておりましたけれども。あと、これから若年のシニア層に関しても働きかけを行っていききたいということで、住民主体の支え手の部分でも、あとは市民後見人の部分でもですね。シニア世代の方々への働きかけというのは非常に大事になってくるかと思うのですが、この点について、今後どういうふうに取り組んでいくのかというところを、ご担当の方に少し補足説明をしていただければと思いますが、お願いできますでしょうか。

○事務局 ご質問のほう、ありがとうございます。今回、生活支援体制整備事業グループが行っているセカンドライフ応援講座というところを活用させていただいて、アンケートを取らせていただいたのですが、このような若いシニア層に関わるというところが、高齢者福祉課内、また包括支援センターもそうなのですが、なか

なかございません。75歳以上の高齢者については熱中症や実態調査、あらゆる目的でのツールがございますが、そういった意味で、そのセカンドライフを応援する講座は切り口でございました。こちらについては経年を追って、ニーズ把握をしてまいりたいというふうに思っています。

そのアンケートの中で、その方々、やはりまだ若いシニア層の方なので、今までのお仕事の実験とか、あとはご自身の興味関心、趣味とか、そういったものを何らかの形で継続して、社会に役立てたいと思っているようなアンケートの内容が多くございました。そういった1つ1つのニーズについて、どういうふうにしていくことが地域への何らかのアプローチをしたいという思いも大事にしながら、主体的に関われる、そういった取組を検討したいと思っております。7年度につきましては、そのアンケート調査をうまく生かしながら具体的にどういう取組ができるかということを検討会のメンバーにて検討します。他の自治体で先行している事例がありましたら、そういったところにも見学に行くなり、視野を広げながら関わらせていただきたいというふうに思っています。

以上です。

○神山会長 ありがとうございます。本当に地域ケア推進会議のほうは、社会資源の開発とか、あるいは人材の養成になってくると、高齢者総合相談センターだけではもう賄えない部分がどんどん出てきて、ほかの機関との連携というところも、ますます重要になってくるかと思えます。

ボランティア人材というところでは、社会福祉協議会も伝統的に取り組んでいるところですので、ぜひ、ここで上がってくる高齢者の方々のニーズに基づき、ボランティアセンターや、そこでの人材養成というところにも結びつけていただけるといいかと思えます。

はい、どうぞ。

○田中委員 委員の田中と申します。

先ほど小林様から社協の終活支援事業だと思うんですが、そのようなお話があったのですが、4ページの参加者の意見(一部)の4つ目ですね。終末期のことを準備する若いシニア層が増えていけば、現在のような問題が減少するというところで。終活といえば、豊島区あんしんノートとか、エンディングノートとかのサポートだと思うんですが、そこからちょっと一歩踏み込んで、例えば遺言書を作るとかというような話になってくるんですが、また死後事務委任を結ぶとかそういうような話になるのですが、特に遺言書は財産が多いから作るとかというイメージがあるかもしれないのですが、例えば、後々の亡くなった後の紛争を防止したり、その後の手続を非常に簡略化するとかというようなことがあって、特に豊島区は独居が多くて、その辺りのお一人様世帯とかをサポートをするに当たって、遺言書はすごい大事だと思うんですが、社協としての終活事業の中で、その遺

言書につなげるというか、エンディングノートをサポートするにして、そこから遺言書が死後事務委任だとか、そういったところまでサポートで行っているんでしょうか。すみません、長くなりました。

○神山会長 お願いいたします。

○中央高齢者総合相談センター 座ったままで失礼いたします。

ご相談対応させていただいております。もともと終活の事業を受託する以前からサポートとしま権利擁護支援室ということで、20年余り権利擁護に関する事業をやってまいりましたので、その中で必要に応じて遺言の作成支援もしてまいりました。関わってくださっている専門職の方もたくさんいらっしゃいますので、必要に応じてそういう方たちにおつなぎもしております。

終活の相談窓口が新たにできたことにより、専門法律相談も目的別に分けて実施をしております。終活の専門法律相談というものもやっております。隔月で弁護士さんと司法書士さんと担当を分けて、定期的にやらせていただいております。そちらでも遺言作成に関してのご相談もお受けしております。

○神山会長 どうもありがとうございます。

終活に関するサービスも豊島区は23区の中でも先駆的に取り組んでいると伺っておりますので、そういったことがケアマネジャーさんのほうにも、そして利用者の方にも届くように、包括の方々がケアマネジャーに様子を聞きながら、足りない部分を補っていくとか、情報提供するとか、あるいはケアマネジャーの方を支えるといったようなところは、今後もこれまでと同様に行っていくところ。この地域包括ケアを支えていく上でも、とても大事な部分ではないかと思えます。

それでは、そのほか、ご質問などはよろしいでしょうか。

(なし)

○神山会長 そうでしたら、次に(3)の東部高齢者総合相談センター駒込サブセンターの設置について、事務局よりご説明ください。

○高齢者福祉課長 高齢者福祉課、今井でございます。

資料3と本日机上で配付をいたしました、こちらのピンクのチラシをお取り出してください。東部高齢者総合相談センター駒込サブセンター(仮称)の設置についてでございます。

まず項番1、目的でございます。東部高齢者総合相談センターは南大塚二丁目に設置してございますけれども、圏域としましては南大塚、巢鴨、駒込を管轄としております。圏域内で特に駒込地区につきましては、地理的に遠く、また急坂があるなど、相談しにくいとお声を区民の方、または関係機関の方からいただいております。そのため、区民の方の利便性を高め、機能強化を図ることを目的に、今回相談窓口を新たに設置することとなりました。

項番 2、サブセンターの開設日時でございます。平日、月曜日から金曜日、9時から4時半までを常設で設置をいたします。祝日、年末年始、また、この後ご説明しますが、区民ひろばの休館日は休館といたします。なお、時間外、東部高齢者総合相談センター本体ですとか、夜間緊急休日電話相談窓口と連動しながら対応してまいります。

項番 3、開設場所でございます。駒込二丁目、区民ひろば駒込内に設置をいたします。区民ひろば駒込の中の主に高齢者の事業を行う、いきいきひろばというスペースの中で、これまでスタッフルームとしていた部分をお借りしまして、設置をすることになりました。そのため、区民ひろばで行っている団体の活動ですとか、事業で使用のお部屋は使っておりませんので、そちらへの影響はないものというふうな形で設置をいたします。

続いて、業務内容でございます。まず相談窓口という位置づけでございます。高齢者やその家族、関係機関からの相談を受け、東部高齢者総合相談センターと連携して対応してまいります。主な業務としましては、各種事業の申請手続、各種サービスの情報の提供、また認知症、介護の相談、要介護・要支援認定の受付というふうなことを予定してございます。

予定委託先でございますが、現在、東部高齢者総合相談センターを委託しております社会福祉法人豊島区社会福祉事業団への委託を予定してございます。

項番 6、今後の予定でございます。現在、使用場所のレイアウト変更などを進めております。来月3月には該当の第10地区、区政連絡会での周知、広報としま、その他、区ホームページ等を通じて、こちらチラシなどを用いまして周知をしてまいります。

開設は4月1日を予定しております。

民生児童委員協議会につきましては、3月に合同開催という形になりますので、その後、地区の民生委員の皆様には4月に改めて周知をしてまいります。

大変雑駁ですが、説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○神山会長 ありがとうございます。

今の説明に対して、何かご質問はございますでしょうか。

ちょっと私のほうから1点お聞きしたいのですが、先ほどのような8包括の実績報告については、この駒込サブセンターはどのような形で実績が集計されるのでしょうか。

○高齢者福祉課長 基本的には、東部高齢者総合相談センターの中と一体という形になりますので、その中に含まれることになるかと思えます。東部だけで、それぞれの事業、サブセンターが全ての機能を持つわけではございませんので、あくまで東部の中での統計の中に入ってくるといったところを考えてございます。

○神山会長 ありがとうございます。

そのほかご質問はよろしいでしょうか。

ちょっと地理的にも不便な場所というか、豊島区の中ではちょっとほかの包括と比べて、相談しにくい場所に1か所できるということは、区民の方々にとっても、利便性の高いサブセンターの設置になるのではないかと思います。

それでは、ほかにご質問がないようでしたら、本件につきまして、運営協議会の所掌であるセンターの設置及びセンター業務の法人への委託に準ずる案件として、承認事項ということになります。

今回の案件はご承認ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○神山会長 ありがとうございます。

それでは、次に(4)基幹型地域包括支援センター廃止について、事務局よりご説明をお願いいたします。

○高齢者福祉課長 続きまして、基幹型地域包括支援センターの廃止について、ご説明をいたします。資料4をお取り出しください。

まず要旨でございます。本区では平成27年度より各地域包括支援センターの機能強化を図るため、高齢者福祉課内に基幹型地域包括支援センター、以下基幹型センターといたしますが、を設置してまいりましたが、令和7年度より基幹型センターを廃止、同様の機能を持つグループ、豊島区役所では係のことをグループと呼んでおりますけれども、グループを設置、新設することにいたしました。

項番2、基幹型センターの業務でございます。こちらに記載の4つの項目でございます。地域包括支援センターの業務の平準化を図るため、地域包括支援センターの統括、指導、連絡調整に関すること、地域包括支援センター、介護支援専門員の資質向上のための指導、支援、研修に関すること、地域のネットワーク構築支援に関すること、地域ケア会議、全体会議の開催、地域包括支援センターで開催する地域ケア会議の後方支援に関すること、この4点が所掌事務となっております。

項番3でございます。基幹型センターの廃止理由でございます。地域包括支援センターでは社会福祉士、保健師または看護師、主任介護支援専門員の配置が必須条件となっております。基幹型センターでは、地域包括支援センターの人員配置基準を満たし、区内8か所のセンターの機能強化を図るため、これまで地域包括支援センターの運営法人、3法人から職員の研修派遣という形を受けまして、といった体制で実施をしてまいりました。

平成27年度から10年間で地域ケア会議の開催、各種専門職部会の設置など、基幹型センターの事業の体系化が進んだ一方、昨今の介護人材不足により各法人から職員派遣による体制維持が困難であることのお話もありまして、また、およそ2年間という派遣期間による継続性の確保といった課題も顕在化してまいり

ました。

この間、職員の派遣をいただいております法人、また区内の関係部署との協議を行いまして、今年度末をもって法人からの職員研修派遣を終了することといたしました。区職員のみでは地域包括支援センターの設置要件である3つの職種、特に主任介護支援専門員の養成、確保が困難なため、地域包括支援センターとしての基幹型センターを廃止いたしまして、新たなグループを設置することとなりました。

基幹型センターを廃止後の体制についてでございます。これまで基幹型センターと同規模の職員体制のグループを設置いたしまして、保健師等専門職を配置いたします。新しいグループでは引き続き現行の基幹型センターの事業を継続いたします。

変更時期でございますが、令和7年4月1日からというふうにさせていただきたいというふうに考えてございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○神山会長 ありがとうございます。

今の説明に対して、何かご質問はございますでしょうか。

包括センターからの職員派遣をやめていくということと、あとは区職員のみでは特に主任介護支援専門員の確保、養成が困難だということですが、現在行っている業務は継続されていくということですね。

ちょっと1つ、やはり心配なことがあるんですけども、今まで包括センターの職員の方が1人基幹型に入っていたので、その包括センターと行政との連絡や調整の部分が比較的1つの道筋ができていたんですけども、そこがなくなるということは、ちょっと心配な点があるんです。それは新しい体制の中でどのように補っていかれると考えてらっしゃるのでしょうか。

○高齢者福祉課長 区の職員と包括の皆様との関係性ということ言えば、私も実際、係長でやってまいりましたけれども、8か所という規模感も含めて、豊島区は非常に顔の見える関係というのは、区の行政と関係機関の皆様とつくりやすい関係にあるかなというふうにも思っております。そういう意味では定期的なセンター長連絡会ですとか、各種専門職の部会などの場もございますので、そういった機会を通じながら、また、それぞれの事業を通じての関係性は構築できていくものというふうに考えてございます。

○神山会長 また、行政の方も、職員も代わられたりとか、当然包括の方も代わられていく中で、やはり同じ価値観とか、同じ言葉で引き継いでいくというのは、やはりかなり工夫していかないと、ばらばらになっていくということもあり得ます。包括の方はそれぞれの地域でこれからも全力で頑張ってくださいとともに、行政の方々が逆に包括に定期的に様子を見に行ったりとか、あるいは会議に参加したり

とか、地域ケア会議の個別会議とかですね。書類を見るだけではなくて、参加していただいたりして、包括の方々とのコミュニケーションを深めながら、この8包括全体をよりよくし、そして豊島区の包括ケアを向上するというところで、引き続き行政の方々にはご尽力をいただきたいと願っております。

皆様からは何かご意見とかないでしょうか。よろしく願いいたします。

○高橋委員 すみません、高橋です。

これはもう決定事項なのですね。何か、でき得れば、基幹型だからこそいろんな法人から出てくるので、風通しがいいかなと思うんですね。各法人、包括は丸々1個ずつの法人に委託なので、それぞれのやり方も含めて基幹型だからできることは他区でもたくさん見てきているので、住民としても委員としても、これはできれば、もう少し包括の人たちだけではなく、聞いていただきたいかったな、いろんな意見というふうには思っています。

また、これ1回廃止したとしても、また復活する可能性というのがありますか

。

○高齢者福祉課長 今回、実は職員派遣をいただいている法人の方からは、かなり前から継続が難しいというお話はいただいております。今年度に入ってというよりは、大分前から、そういったお話をいただいて、急な変更も難しく、ここまで何とか派遣を継続していただいていたというような実情もございます。

そんな中で、一方で区の職員が、こういった関係機関、特に福祉の現場の関係機関との連携というところで、区の職員側のスキルというのも上げていかなくてはいけないという課題もあるかというふうに考えております。

また、こういった業務を区の職員が直接行うことで、こういった各種法人の皆様との連携ですとか、そういった上での施策の在り方というのをできる職員の育成というのを、進めてまいりたいというふうに思いますので、一度これでやってみて、また大きな課題が出てくれば、またご相談ということにはなるかとは思いますが、実情としたら、非常に各法人さんの人材が難しい、確保が厳しい状況もある中での検討経過というふうにご理解いただければというふうに思います。

○高橋委員 隣の区は法人から派遣ではなく、基幹型はダイレクトに会計年度で募集しているという区もあって、うまく回っているんですね。ということも再度お伝えはさせていただければと思います。派遣でということではないことにより、それぞれの法人に所属していない分、自由に情報交換がフラットにできていることによる区民への情報提供というのができていました。豊島区でもぜひ、その辺りもお考えいただければというふうにも思います。

またちょっと1つだけお願いとしては、先ほど、ちょっとこれともずれるかもしれませんが、子供から高齢者までとなったときに、横浜だけケアプラザ法とい

うのがあって、1つの建物に様々な対象に合わせたフロアがあって、全部連携できているという法律もありますので、ぜひ豊島からというところも、江戸川区のなごみの家のようなこと、プラスアルファ、またお考えを新しくしていただけたらありがたいなというふうには思います。

ぜひ今後もその包括のセンターだけではなくて、住民にも聞いていただけると、または委員にも聞いていただけるとありがたいなと思いました。

以上です。

○神山会長 貴重なご意見ありがとうございました。

また新年度、新たな体制の中で、この包括支援センター運営協議会が行われていきますけれども、委員の皆様方も年2回の会議ではございますけれども、それぞれの包括の取組や課題が一堂に集まってくるのがこの会議でございます。これを通して、その地域ごとの差がないように、あるいは住民の方々がどこに住んでいても住み慣れた地域で継続した生活ができるように、地域包括ケアをつくる一助として、この会議が活用されるといいと思っております。ですので、また委員の皆様方もそれぞれのお立場から忌憚なきご意見を、また引き続きお願いしたいと思います。

それでは、本件につきまして、運営協議会の所掌であるセンター廃止に関する案件として、承認事項となります。

今回の案件はご承認ということでよろしいでしょうか。

○木村委員 すみません。話が進んでいるところでごめんなさい。

ちょっと仕組みがうまく理解できていないので確認ですけれども、この地域包括支援センターという制度というのは、基幹型センターというのは必ずしもなくても、別に法的に問題はないと。ただ、今まではこれがあったほうが便利というか、きっといいことがあって、やってこられたんだけど、何か人的な制約があって、ちょっともうやれないと。なので、当面やれる方法でやります。そういうお話なのですね。

○高齢者福祉課長 そうですね。10年たちまして、一旦、事業としての体系化も進んだといったところもございます。そういったところも含めて、人的な配置の課題もございまして、地域包括支援センターという形は取らずに、業務は継続するといった体制を取っていくといったところでございます。

○木村委員 分かりました。どうもありがとうございます。

○神山会長 基幹型はこの8包括を、全体を統括しながら、今日も2つ目の議題でございましたように、地域ケア会議の推進会議を、全体会議から個別会議まで段階的に積み上げていく仕組みをつくり、そして、その中でそれぞれの課題に取り組み、今年度は入浴サービスの開発というところも行ってきたわけですね。そういった意味で、行政が基幹型包括としての役割を1つのゴールを達成して、そして、ま

た新しい段階に向かうということでご理解をいただければと思います。

ですので、この積み上げた地域ケア推進会議の仕組みが全て完全なものかどうかというのは、また続けていく中で並行しながら、改善しながら続けていくというのは、これからも変わりません。けれども、ゼロからこの地域ケア推進会議を立ち上げて、ここまで実績をつくってきたところでは、基幹型センターの大きな役割があったかと思います。そして、この間8圏域の包括の方々もそれぞれの役割を常にベストな状態で遂行されて、そして、新しい課題にも取り組んでいるというところで、また引き続き、この動きを包括支援センター運営協議会でも報告いただきながら、委員の皆様方にもご審議、ご検討いただきたいと思っております。

それでは、本件はご承認ということで、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○神山会長 ありがとうございます。

○土屋副会長 承認でいいんですけども、基幹型センターの廃止を決める決定機関がここのかはちょっとよく分からないんですけど、この会議としては、承認は承認でいいんだと思うんですけど、基幹型センターの役割としては非常によいものがあったと思う人が何名かいると思うので満場一致で承認というふうな形で議事録に書かれるのは、ちょっと残念だなと思うんです。ここが意思決定機関だと、反対票が多くなってしまうと困るので、何とも言えないんですけど、なので、もし議事録に書いていただくのであれば、満場一致で承認という形は、ぜひ取らないでいただいて、非常に有意義なものであったので、残念であるという声が多かったことは書いていただけるといいのかなというふうに思いました。

○神山会長 貴重なご提案ありがとうございます。大変、名残惜しい決定ではございますけれども、新しい時代を歩むということで、満場一致ではないけれども、承認をさせていただいたということで、ぜひご記入ください。

それでは、ここで傍聴者の方がご退席をいただくことになります。

(傍聴者 退室)

○神山会長 それでは、次に(5)令和6年度介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託事業所の承認について(追加分)を事務局よりご説明ください。

○事務局 基幹型センターグループより、令和6年度介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託事業所の承認についてご説明いたします。

資料5-1をご覧ください。

まず、委託事業所の届出における一部変更点についてご説明します。裏面の項番4についてです。

今年度末より受託届出書及び確認書類一式を電子申請にて、区に直接提出できるよう改定いたしました。担当の地域包括支援センター及び受託先である居宅介

護支援事業所の業務の効率化目的であり、その説明会を3月に行います。電子申請が難しい事業所もありますので、引き続き書面での提出も継続いたします。

それでは、本題に入ります。法令に基づき、資料5-1、項番2でお示ししております豊島区指定介護予防支援業務の委託要件に沿って確認をいたしました。

承認対象事業所の追加分ですが、資料5-2にお示した、区内1事業所、区外4事業所で、全5事業所となります。介護サービス情報公開システムにて開設2年目以降の事業所については、レーダーチャートにて確認でき、区内事業所である、いちごケアプラン、及び区外の事業所であるテルウェル東日本さいたま介護センター、星ケアサービス居宅介護支援事業所の3事業所については、おおむね東京都の平均を上回っております。新規事業所であるほか、2事業所のレーダーチャートは、翌年度以降となります。

承認対象の全事業所について委託している担当の地域包括支援センターに聞き取りを実施し、適切にケアプランが作成され、内容が妥当であり、包括との連携においても良好であることを確認できております。

ご報告は以上となります。事業所の承認につきまして、ご了承をお願いいたします。

○神山会長 ありがとうございます。

今の説明に対して、何か質問はございますでしょうか。

(なし)

○神山会長 よろしいでしょうかね。3事業所とも東京都の平均を上回っているということで、よろしいかと思えます。

特にご質問がないようでしたら、今回の案件はご承認ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○神山会長 ありがとうございます。

それでは、最後に、(6) その他として、何かございますでしょうか。

(なし)

○神山会長 特になければ、これで議事は全て終了いたしました。

地域包括ケアシステムについて、約10年ぐらいですね。豊島区でも包括支援センターの方々とともに、行政の方と取り組んできたわけですがけれども、当時思い描いていた理想の姿にはなっているのでしょうか。なかなかここはゴールで完成というわけではなくて、やっぱりいろいろなサービスが整備されて、いろいろな部門が担当を分かち合い、そして今、重層的支援体制も始まっていますけれども、またその中で新たな課題ができ、連携やネットワークの課題も常に出てきているということかと思えます。

ただ、昔に比べてどうでしょうかね。インフォーマルなサービスの充実だとか

、近隣の孤独や孤立予防の声かけだとか、人々の介護や認知症に関する興味関心、在宅医療の充実という部分は、10年前に比べるとかなり変化をしてきているのではないのでしょうか。それが、やはり豊島区の地域包括ケアシステムの1つの大きな到達点であり、成果ではないかと思います。

しかしながら、今日もいろいろご議論いただきましたように、それで完璧というわけではなく、まだまだ解決すべき問題はいろいろ生じてまいります。ですけれども、こういう場が、単なる形式的な顔合わせの場ではなく、それぞれの立場からの取組を報告し合ったり、あるいは課題を提起いただいたり、そして、それに向けて住民の方々、区民の方々の豊かな老後と、そして住み慣れたまちで最後まで暮らすという目的に向けて、この会議体で議論を深め、そして住民の方々の幸せ、よりよき生活につなげていければいいと思っております。

ということで、私のほうからは以上になります。

次回については、事務局より説明をお願いいたします。

○高齢者福祉課長 今年度より当協議会につきましては年2回の開催とさせていただきます。

本日は活発なご議論ありがとうございました。いただきましたご意見は来年度以降、また生かしてまいりたいというふうに考えてございます。

次回の運営協議会は、来年度、7月に開催をさせていただきたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

○神山会長 ありがとうございます。何かご質問はありますか。

どうぞ。

○土屋副会長 すみません、質問というか、最後に一言、言いたいなと思っているんですけど、よろしいでしょうか。

2025年になって、その目指す形という話がありましたけど、豊島区は大分頑張っているんだらうというふうに思いますし、今回お話もあった地域ケア会議とか、現場が結構頑張っているし、そこに住民を巻き込む、専門職を巻き込むということは、大分できつつあるだらうというふうに思っています。

なかなか現場でもできないことを社協の方が対応してくださったりとか、そういったネットワークは大分できていると思うんですけど、そういった中でも、どうしてもやっぱり現場の人とかだけだとどうにもならないことは幾つかあって、そこは、ぜひ行政に頑張っていただくしかないなと思うことが幾つかあるんですけども、そのうちの1つが、今回ちょっと出ましたけど、地域の距離の問題や場所の問題。これは現場の人がどんなに頑張っても住所を変更したりできるわけではないですし、そこはもう行政にやってもらうしかないんだらうと思っています。今回へんぴな形をしている東部のこちらのほうの駒込サブセンターというのを

つくったという話もありましたが、これも地域の問題の解決方法だったと思います。

そして、もう1つはやっぱり人と予算のところ、これは現場だけではもうどうにもならないんですね。

今回の基幹型の支援センターの廃止というのが、非常におっかないんですけど、その資料にも書いていますけど、「介護人材不足」とか「人件費の高騰」がもう半端ではないのですよね。僕ら医療の現場でもそれで潰れている医療機関とか病院とか出ている中で、恐らく介護系の施設もかなり厳しくなっていると思います。

なので、人を出せないからこの事業をやめざるを得ないというような判断は、現場としてはやむを得ないだろうと思いますけれども、そのようなことが続くと、これからは医療も介護もどんどん事業所が潰れていって、ドミノ倒しのようになってくると思います。

だからこそ、ここでどうにかして食い止めなければいけないだろうというふうに思いますし、豊島区がこれまで頑張ってきたものを守る必要があると思います。ちょっと大げさな言い方かもしれないですけど、壊滅の危機にあるというぐらいの認識を持って、我々が現場で対応すると同時に、ぜひ行政の方にもそういうつもりで対応していただけないかなというふうに思います。

もちろん区としても、なかなか医療や介護ばかりに予算を割けないというような状況もそれなりに分かっているつもりではありますけれども、恐らく思っている以上に、現場の状況はまずいので、この基幹型地域包括支援センターの廃止が、「医療介護崩壊のドミノ倒し」の1個目のドミノにならないことを祈っていますので、どうぞ来年度以降もよろしくをお願いします。

以上です。

○神山会長 どうも貴重なご意見ありがとうございました。

そのほか、皆さんからはよろしいでしょうか。

介護人材の不足というところでは、本当に今、土屋先生からもお話があったとおり、包括ケアシステムがこれから2040年まで、どのように維持できるのかというところは、大変重大な課題かと思います。

今度は私たちが担われるというか、介護される世代にもなってくるわけですので、本当に我が事として考えることがますます増えてくるのかと思います。ぜひ新しい行政の仕組みの中で、ぜひ各包括センターへのアウトリーチをしながら、現場の声を今以上に聞き取りながら、また行政施策のほうも進めていただきたいと思います。貴重なご意見ありがとうございました。

そのほかよろしいでしょうか。

今日、令和6年度の第2回の会議の中で、令和5年度の実績を報告いただいた

んですけれども、これを、例えば令和7年度の7月のときに、令和6年度の実績を報告いただけると、もうちょっとタイムリーな議論ができるのではないかとと思うんですね。

これから、その集計をまた各包括でされて、事務量が増えるなというところがありますし、また、それをまとめる行政のほうも7月までにそれをこの会議の場に出すというところも大変ではあるかと思うんですけれども、可能な範囲で、次の7月の会議のときに、令和6年度実績に基づいた議論ができればいいなということをちょっとお願いとして、最後に申し上げたいと思います。

それでは、ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、令和6年度第2回地域包括支援センター運営協議会を終了いたします。

皆様、長時間にわたりありがとうございました。

(午後8時04分閉会)

※ 審議経過の記載が2頁以上にわたる場合は、右肩にNo.を付す。

資料	<p>次第 : 令和6年度 第2回豊島区地域包括支援センター運営協議会</p> <p>資料1-1 : 令和6年度地域包括支援センター及びアウトリーチ事業実地検査・指定介護予防支援事業所実地指導について</p> <p>資料1-2 : 地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化に関する調査 (センター表)</p> <p>資料2-1 : 令和6年度 地域ケア推進会議<全体会議>開催報告</p> <p>資料2-2 : 令和6年度 豊島区地域ケア推進会議 (全体会議)</p> <p>資料3 : 東部高齢者総合相談センター 駒込サブセンター (仮称)の設置について</p> <p>資料4 : 基幹型地域包括支援センターの廃止について</p> <p>資料5-1 : 令和6年度 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託事業所の承認について</p> <p>資料5-2 : 令和6年度 豊島区介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務 委託事業所 (追加分)</p>
----	--